

【国・地方公共団体職員 対象】

令和2年度 障害者職業生活相談員資格認定講習の開催について

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、国および地方公共団体の任命権者は、**5人以上の障害者**が勤務する事業所において、障害者の職業生活全般にわたる相談・指導を行わせるため、障害者職業生活相談員の資格を有する者のうちから当該相談員を選任し、選任報告書を厚生労働大臣または都道府県労働局へ提出することが義務づけられています。

東京労働局では、「国及び地方公共団体向け 障害者職業生活相談員資格認定講習」を開催します。
開催日時、受講申込方法等は次のとおりです。

◆「障害者職業生活相談員」の選任要件は裏面をご覧ください。

開催日時	第1回 令和2年12月22日(火) 9時00分～17時15分 第2回 令和2年12月23日(水) 9時00分～17時15分
申込期間	令和2年10月12日(月)から10月23日(金)まで
定員・費用	80名 受講費用無料 (テキスト、資料等含む)
会場	東京労働局 九段第三合同庁舎 11階 1-1～1-3会議室 東京都千代田区九段南1-2-1 *最寄駅：東京メトロ・都営地下鉄 九段下駅 下車徒歩5分
受講対象者	国または地方公共団体において、5人以上の障害者が勤務し、障害者職業生活相談員を選任する必要がある東京都内事業所の職員であって次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none">●相談員がいない又は相談員の異動等のために、新たに相談員に選任される予定がある者で、資格認定講習により資格を得る必要がある者●相談員に選任されている又は選任される予定であって、特例要件(裏面※2)のみを満たしている者で、資格認定講習により資格を得る必要がある者(※1) ※1 障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導の実務に従事することにより令和2年度末までに省令資格(裏面3～5)を満たす者は含みません。
申込方法	①「受講申込書」をご記入のうえ、上記申込期間内に郵送にて下欄申込先へお申込みください。締切日必着です。(先着順ではありません。) ②申込人数が定員を超えた場合は、抽選により決定します。 ③受講決定の通知は、受講可の場合のみ受講申込み事業所へ郵送にて通知いたします。(令和2年12月7日予定) ④受講決定後のキャンセル、受講者変更はご遠慮願います。
その他	①当講習は、国及び地方公共団体の職員を対象としています。 民間企業の方は、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する「障害者職業生活相談員資格認定講習」をお申し込みください。 ②講習カリキュラムを全て受講された方に修了証書を交付します。欠席、遅刻、途中退室の場合は原則として交付しませんので、ご注意ください。 ③障害等により配慮が必要な方は受講申込書の所定欄にてご申告ください。 ④新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場内はマスクを着用いただき、また会場内での食事は控えていただきますようご協力をお願いいたします。 ⑤感染状況によっては中止する場合がありますので予めご承知おき願います。
申込・お問い合わせ	東京労働局職業安定部職業対策課 障害者雇用対策係 〒102-8305 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎 12階 電話 03-3512-1664 (平日 8時30分から17時15分まで)

「障害者職業生活相談員」の選任要件

◆ 障害者職業生活相談員に選任されるための要件を満たす者は、次のいずれかに該当する者です※²。

1	障害者職業生活相談員資格認定講習の修了者
2	職業能力開発総合大学校の指導員訓練を修了した者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が定める者※ ³
3	大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は職業能力開発総合大学校の指導員訓練（長期養成課程の指導員養成訓練に限る。）、特定専門課程若しくは特定応用課程の高度職業訓練、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校の専門課程の高度職業訓練若しくは職業能力開発大学校の応用課程の高度職業訓練を修了した者若しくはこれらに準ずる者として厚生労働大臣が定める者※ ⁴ で、その後1年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの
4	高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後2年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの
5	2～4に掲げる者以外の者で、3年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの
6	2～5に掲げる者に準ずる者※ ⁵

※² 国および地方公共団体の任命権者が選任する障害者職業生活相談員は、令和3年3月31日までの間は経過措置として、1～6に該当する者のほか、次のいずれかに該当する者も選任することが可能です。

- ① 大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後2年以上、雇用管理やその他の労務に関する事項（以下「労務に関する事項」という。）の実務に従事した経験を有する者
- ② 高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後3年以上、労務に関する事項の実務に従事した経験を有する者
- ③ ①、②に掲げる者以外で、4年以上、労務に関する事項の実務に従事した経験を有する者

※³ 職業能力開発促進法による職業訓練大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に関するものに限る）を修了した者など

※⁴ 職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法による職業訓練大学校の長期指導員訓練課程の指導員訓練を修了した者など

※⁵ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する職場適応援助者養成研修、大臣指定の研修機関が実施する職場適応援助者養成研修、国の機関の職員に対する職場適応支援者養成研修（厚生労働省委託事業）を修了した者

